

関前地区火葬業務委託仕様骨子

1. 施設名称及び所在地

- (1)岡村火葬場 今治市関前岡村甲 1013 番地 3
- (2)小大下火葬場 今治市関前小大下乙 1385 番地
- (3)大下火葬場 今治市関前大下甲 779 番地

2. 業務概要

- (1)岡村、小大下、大下火葬場に係る火葬場使用許可がなされたときは、市より直ちに受託者へ当該許可の内容を連絡するので、受託者はその内容を正確に把握、管理し、緊急を要するものも含め、当該許可に正確かつ迅速に対応できるよう、速やかに準備を整えること。
- (2)火葬 1 件に関する業務は、原則、火葬開始当日（第 1 日目）とその翌日（第 2 日目）の 2 日間にわたって行うものとする。具体的には、第 1 日目においては、当該火葬に備えての機器等の準備点検、火葬開始前の炉前業務（会葬者の誘導、儀式等の補助）、火葬炉運転業務を実施するものとし、第 2 日目においては、収骨式の準備、収骨式の補助、火葬後の機器等の点検整備を実施するものとする。

3. 火葬状況

施設名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
岡村火葬場	0 件	0 件	0 件
小大下火葬場	0 件	0 件	0 件
大下火葬場	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0 件

4. その他

- (1)詳細な業務の内容及び委託金額については指定管理者が決定した後、市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとする。
- (2)委託業務の基本的な取扱いについては、燧風苑における火葬業務（火葬炉運転業務、炉前業務）に準じた取扱いとする。